

1 福岡県最低賃金のお知らせ

令和4年10月8日から



時間額 **900** 円に改定されます。

- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1箇月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。比較については、最低賃金に関するサイトがありますのでご活用ください。

【問合せ先】 福岡労働局 労働基準部 監督課賃金室
TEL 092-411-4578
または、お近くの労働基準監督署



2 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

○すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成

■支給額 〈 〉は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額

対象労働者数

- ① 1～5人 :1人当たり 32,000円〈40,000円〉 (21,000円〈26,250円〉)
- ② 6人以上:1人当たり 28,500円〈36,000円〉 (19,000円〈24,000円〉)

〈1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ〉

■加算措置

- 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合
1人当たり 14,250円 〈18,000円〉
- 中小企業において5%以上増額改定した場合
1人当たり 23,750円 〈30,000円〉
- 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合
1事業所当たり 19万円 〈24万円〉 (142,500円 〈18万円〉) 1事業所当たり1回のみ。

【問合せ先】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701

3 最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業 ＜「業務改善助成金」のご案内＞

業務改善助成金は、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を**30円以上**引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する制度です。

令和4年9月1日に原材料高騰により利益が減少した事業者、最低賃金が低い地域の事業者への支援策拡充、特例コースの再開などが行われ、より利用しやすくなっております。

種類

通常コース と 特例コース の2種類

申請期限

どのコースも**令和5年1月31日まで**です。

説明会

令和4年11月8日にオンラインで説明会があります。
(定員50名)

問合せ先 福岡県福祉労働部労働局労働政策課
電話番号:092-643-3587

お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日8:30~17:15)

福岡働き方改革支援センター

電話番号：0800-888-1699

(受付時間 平日9:00~17:00)



その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金

検索